

## 宇治市第5次防犯推進計画初案に対するパブリックコメント意見一覧

### 第1章 計画の基本的な考え方

| No. | 意見等の概要  | 宇治市の考え方   | 修正 |
|-----|---|---|----|
| 1   | P 2 (1) 犯罪等に関する社会情勢の変化③本市の状況<br>宇治市内の刑法犯認知件数及び特殊詐欺被害の推移のグラフがあるが、出典を追記した方が良い。  | いただいたご意見を踏まえ、出典を追記します。  | 有  |
| 2   | P 3 ①再犯防止に関する情勢<br>刑法犯認知件数や特殊詐欺被害件数等については宇治市の数値が用いられているが、再犯者数、初犯者数等については全国の統計数値が記載されている。矯正管区から入所可能なので、宇治署の数値も入れてはどうか。         | いただいたご意見を踏まえ、再犯者率について追記します。   | 有  |
| 3   | P 4 2. 計画の位置付け<br>計画の方向性にも「犯罪被害者等に対する支援の充実」が位置付けられるとともに、計画改定の背景においても「(3) 犯罪被害者等支援に関する状況」にて市の考え方方が明記されているので、計画の位置付けに項目立てた方が良い。 | いただいたご意見を踏まえ、2. 計画の位置付けを(1)「「宇治市安全・安心まちづくり条例」に基づく計画」を整理し、(3)「「宇治市犯罪被害者等支援条例」に基づく犯罪被害者等の支援施策を策定する計画」として追記します。    | 有  |
| 4   | P 5 4. 計画期間<br>総合計画中期計画が4年であり第5次防犯計画期間も合わせた方が良いのではないかと考える。  | 本計画は、これまで5年毎に改定しており、また、京都府の犯罪のない安心・安全なまちづくり計画(計画期間令和6年度から令和10年度までの5年間)との整合も図りながら、計画期間を定めていることから5年間の計画期間としております。 |    |

### 第2章 施策の推進

| No. | 意見等の概要   | 宇治市の考え方  | 修正 |
|-----|--|--|----|
| 5   | P 6 第2章施策の推進<br>施策と具体的な取組の一覧がなく施策全体の構成が分かりにくいため、第2章の施策の推進のところで例えば表形式で追記するなどした方が良い。   | いただいたご意見を踏まえ、施策と具体的な取組の一覧を追記します。   | 有  |
| 6   | P 6 (2) 具体的な取組<br>「多様なコミュニティと連携した~」ということであれば、まず最初に、宇治市内に12箇所ある「府民協働防犯ステーション」を挙げてほしい。 | いただいたご意見を踏まえ、追記します。  | 有  |
| 7   | P 6<br>街頭犯罪ゼロを目指して街を走ってパトロールするパトランという団体もある。こうした団体との連携を具体的な取組に記載してはどうかと考える。           | 防犯に向けて様々な団体の方々にご協力をいただきながら、取組を進めており、こうした団体の方々との連携につきましては、「【施策1】多様なコミュニティと連携した犯罪の起きにくい地域づくり」に定めています。いただいたご意見の団体との連携につきましては、今後、定めた具体的な取組の中で進めてまいります。 |    |

| No. | 意見等の概要  | 宇治市の考え方   | 修正  |     |   |        |          |   |          |                 |   |      |                |   |        |                  |  |  |
|-----|---|---|-----|-----|---|--------|----------|---|----------|-----------------|---|------|----------------|---|--------|------------------|--|--|
| 8   | <p>P 6 【施策 1】多様なコミュニティと連携した犯罪の起きにくい地域づくり<br/>65歳以上の人口が1990年12%であったものが2025年は29.3%となり、高齢者が多くなってきている中、今もこれからも安心して楽しい生活をとの思いから5つ目の施策として以下のように「高齢者の安全確保」を追加した方が良い。</p> <p>【施策 5】高齢者の安全確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>犯罪等</th> <th>対応策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>架空請求詐欺</td> <td>家族や警察に相談</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>自宅に侵入される</td> <td>防犯ガラス設置・窓の二重ロック</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>点検商法</td> <td>すぐに契約しないで家族に相談</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>送り付け商法</td> <td>送り付けた業者の請求には応じない</td> </tr> </tbody> </table> |   | 犯罪等 | 対応策 | ① | 架空請求詐欺 | 家族や警察に相談 | ② | 自宅に侵入される | 防犯ガラス設置・窓の二重ロック | ③ | 点検商法 | すぐに契約しないで家族に相談 | ④ | 送り付け商法 | 送り付けた業者の請求には応じない | いただいたご意見のとおり、特殊詐欺被害などにつきましては、被害者の多くを高齢者の方が占めており、【施策 4】特殊詐欺被害防止の強化に、そうした状況を踏まえ、高齢者の方が被害に遭わないよう具体的な取組を定めるとともに、住居侵入につきましても、見守り活動や防犯パトロールなどの具体的な取組を定め、被害防止に向けた取組を進めてまいります。いただきましたご意見を踏まえながら、高齢者の方々への対応策など、今後の啓発に活かしてまいりたいと考えております。 |  |
|     | 犯罪等   | 対応策   |     |     |   |        |          |   |          |                 |   |      |                |   |        |                  |  |  |
| ①   | 架空請求詐欺  | 家族や警察に相談  |     |     |   |        |          |   |          |                 |   |      |                |   |        |                  |  |  |
| ②   | 自宅に侵入される  | 防犯ガラス設置・窓の二重ロック   |     |     |   |        |          |   |          |                 |   |      |                |   |        |                  |  |  |
| ③   | 点検商法  | すぐに契約しないで家族に相談  |     |     |   |        |          |   |          |                 |   |      |                |   |        |                  |  |  |
| ④   | 送り付け商法  | 送り付けた業者の請求には応じない  |     |     |   |        |          |   |          |                 |   |      |                |   |        |                  |  |  |
| 9   | <p>P 7 ③青色防犯パトロールによる広範囲な防犯活動<br/>青色防犯パトロール車（13台）とパトロール車（34台）の違いが分かりづらいため、説明を追記するなどした方が良い。</p>   | パトロール車（34台）につきましても、青色防犯パトロール車を指しているものです。いただいたご意見を踏まえ、”パトロール車（34台）”の文言の前に”青色防犯”を追記します。                                       | 有   |     |   |        |          |   |          |                 |   |      |                |   |        |                  |  |  |
| 10  | <p>P 7 ③青色防犯パトロールによる広範囲な防犯活動<br/>地域の防犯力の向上と犯罪の抑止を効果的に推進するためには、地域住民による青色防犯パトロールなどの自主防犯活動の取組が重要である。特に青色防犯パトロールについては、町内会等の地域団体、少年補導委員会、防犯推進委員会連絡協議会などの地域ボランティアの方々が中心となって、地域の実情にあったきめ細やかな見守り活動を行うことができ、地域住民の防犯意識の向上や安全確保を効果的に推進することができる。そこで、青色防犯パトロールの登録車数を増やし、更なる活動の活性化を推進していくためにも、パトロール活動に必要な燃料費の補助、パトロール活動に使用する自動車に係る自動車税の課税免除などの支援策により、住民の方々が自主防犯活動に参加しやすい環境作りを構築していくことが必要である。</p>  | いただいたご意見を踏まえ、次年度以降の取組に向けて検討させていただきます。   |     |     |   |        |          |   |          |                 |   |      |                |   |        |                  |  |  |
| 11  | <p>P 7 ④「ながら」防犯パトロールによる日常的な見守りの推進<br/>「ながら防犯」を「登録制」にされている記載があるが、「できる人ができる時にできる」とからする」という本来の趣旨とズレているように思うがどうか。</p>   | 「ながら防犯」は、登録の有無にかかわらず誰もが取り組める活動です。登録いただくことによって、防犯に関する情報提供やホイッスルライトなどの啓発物品の配布を行っており、より防犯意識を高めていただき、「ながら防犯」の取り組みの充実を図っているものです。 |     |     |   |        |          |   |          |                 |   |      |                |   |        |                  |  |  |
| 12  | <p>P 9 ④「こども110番のいえ」の設置の促進<br/>この項目と以下何箇所かあるが「宇治警察署」と具体的な官庁名が書かれていることが不自然に感じる。</p>  | いただいたご意見を踏まえ、「警察」に統一します。  | 有   |     |   |        |          |   |          |                 |   |      |                |   |        |                  |  |  |

| No. | 意見等の概要   | 宇治市の考え方  | 修正 |
|-----|--|--|----|
| 13  | P 11 (1) 現状と課題<br>最初の3行が全国の傾向について書かれていることが他の部分と異なる。  | いただいたご意見を踏まえ、宇治警察署管内の少年非行の状況について追記します。   | 有  |
| 14  | P 11 (2) 具体的取組<br>防犯意識の向上において、最も確実で持続的な手法は「公教育の徹底」である。地域コミュニティへの補助金やチラシ配布による意識向上には限界が見えており、効果測定も困難である。それよりも、宇治市の全中小学生に対し、最新のネット犯罪（闇バイトやSNS詐欺）に特化した専門家による特別授業を義務化するなど、教育現場への集中的な投資を行うべきである。「子どもの頃に身に付けた防犯規範」は一生の財産となり、宇治市の将来の治安を支える基盤となる。第5次計画では、教育を「防犯の添え物」ではなく、「最優先の防犯施策」として位置付けることを強く要望する。 | いただいたご意見を踏まえ、学校と連携した取組について記載いたします。   | 有  |
| 15  | P 12 【施策4】特殊詐欺被害防止の強化<br>特殊詐欺被害者の声の中には、「事件が報道されても自分には関係ない話と思った」という声が出てくる。行政としてできる範囲はどうしても「してあげる」になる。市民自身が「我が事」として捉えることが重要である。行政からの「してあげる」に対して「呼応する」状態を作る必要性を感じる。   | 計画の文言修正は行いませんが、いただいた意見を踏まえ、施策の推進にあたっては、主体的に防犯活動に取り組んでいただけるよう情報発信や啓発に努めてまいります。  |    |
| 16  | P 12 ②消費生活講座や防犯講演会等の開催<br>高齢者福祉関係の部署との連携について記載してはどうか。  | 消費者関連につきましては、消費生活センターや高齢者福祉、障害者福祉など様々な部署と連携して宇治市として取組を進めております。組織横断的な取組を前提として市としての取組を進めているところです。  |    |
| 17  | P 19 ①ワンストップ窓口としての支援<br>支援窓口が関係部門へ橋渡しすることは、ワンストップとしての入口として重要である。しかしながら、被害者の求めている支援は多様で、窓口担当者が想定できない支援が必要となる場合も生じる。関係部門が一堂に会して被害者への支援として何ができるかを話し合う場が必要である。   | 本文中の『関係部局や関係機関・団体と連携し』という記述には、必要に応じて関係者が一堂に会し、多面的な視点から支援内容を検討する共同の取り組みも含まれるものと考えております。被害者支援ノート『つむぎ』を活用し、得られた情報を基に、関係機関が密に意思疎通を図る場を設けることで、多様な課題に対しても、組織横断的に検討できる体制づくりに努めてまいります。 |    |
| 18  | P 20 ③見舞金の支給<br>現状の支援内容を記載しているのみで大項目の「犯罪被害者等に対する支援の充実」となっていない。遺族や身体的被害者に加え、精神的被害を受けた人にも支給できるように拡充すべき。②でいう「被害が潜在化しやすい被害者」の代表例が性犯罪被害者であり、この人の支援として見舞金支給の対象拡大は重要な施策である。   | 本計画案では、見舞金の支給のほか、①ワンストップ窓口としての支援に掲げる相談支援や関係機関への橋渡しなど、を組み合わせて実施することで、全体として『支援の充実』を図る構成としております。  |    |

| No. | 意見等の概要   | 宇治市の考え方  | 修正 |
|-----|--|--|----|
| 19  | P 20 ④公営住宅の優先入居募集の広報<br>上記と同じで大項目の「犯罪被害者等に対する支援の充実」となっていない。DVやストーカー、性被害などで転居を余儀なくされている人たちへ、安心して生活できる住居の提供は重要です。この人たちは経済的余裕がない人が多いため、公営住宅への入居は大切だが条件に合う物件が少なく提供できていない実情がある。<br>充実策としては、優先入居期間外でもいつでも入居を可とする、京都府及び他市町村の公営住宅を斡旋できるようにする、公営住宅が提供できない場合は1年間などの一定期間、民間住宅への入居について金銭的補助、それができない場合は転居費用（引っ越し代）や敷金礼金の頭金相当を補助するなど、検討した方が良いと考える。 | いただきましたご意見を踏まえながら、転居を余儀なくされている人たちへ、安心して生活できる住居の提供に向けた対応につきまして、今後の課題として、関係部局や関係機関・団体と連携してまいります。                                     |    |
| 20  | P 20 ④公営住宅の優先入居募集の広報<br>「公営住宅」には市営住宅も含まれるが、市営住宅にも優先入居を取り入れるのか。   | いただいたご意見を踏まえ、府営住宅の優先入居について追記します。現時点では、市営住宅における優先入居に関する制度はございませんが、京都府が実施する優先入居制度の周知を図るとともに、ご相談のあった被害者の方に対して、関係機関等と連携し相談対応に努めてまいります。 | 有  |

### 第3章 計画の推進

| No. | 意見等の概要   | 宇治市の考え方  | 修正 |
|-----|--|--|----|
| 21  | P 23 1. 計画推進の基本方針<br>4項目の基本方針について、計画の重要な柱であるので記載箇所を「3. 計画の方向性」に移動させた方が良い。  | 計画の方向性を施策の柱として、当該方向性に基づき施策を定めました。計画推進の基本方針につきましては、これらの施策を効果的に展開するにあたっての宇治市の基本的な考え方を基本方針としてお示ししたものです。施策を展開した結果、計画の方向性に繋がるものもあり明記している方針もありますが、そうした考え方のもと整理しております。  |    |
| 22  | P 23 1. 計画推進の基本方針<br>基本方針に「市民一人ひとりの防犯意識を高め…」とあり、P 6の基本目標の冒頭には「市民一人ひとりの安全意識を高めるとともに…」とある。「防犯意識」と「安全意識」は使い分けされているのか。   | いただいたご意見を踏まえ、「防犯意識」に統一します  | 有  |
| 23  | P 23 2. 計画の推進体制と連携の強化<br>第2段落に「行政」の役割は記載されているので、「警察」の役割について追記して役割分担を明確にした方が良い。   | 「警察」につきましては、行政と施策の中心となって様々な活動主体と連携を軸に、ネットワークを形成していただくこととしております。本計画は、宇治市の施策を推進するための連携の強化を定めたものであり、行政としての役割をここでは明確にしております。   |    |
| 24  | P 24 (2) 活動指標の設定<br>P 25表中の「取組件数」及び「取組回数」の目標値は、期間の累計値か。累計値ならば毎年同一の企画であっても実施した場合は全てカウントされるのか。具体的な取組の評価としては、新たに企画された取組を1回とした方法での目標設定は可能か。  | 目標値につきまして累計値であることを明記します。累計値であることから「取組件数」及び「取組回数」につきましては、継続した取組の実施分を含めまして延べでカウントしております。取組につきましては、治安上の課題など時勢に応じて、テーマや内容、手法を見直しながら実施とともに、関係機関や関係団体等と連携して企画・実施する、防犯推進計画の方向性に根差した新たな取組についてカウントする考え方のもと整理しております。 |    |
| 25  | P 25 (2) 活動指標の設定<br>防犯カメラ設置台数を令和12年度までに約200台増加の440台設置する目標を設定しているが、防犯カメラ設置を効果的に推進していくためにも、防犯カメラ設置（初期費用）に対する補助だけでなく、防犯カメラを更新する場合の補助、維持管理費の補助についても制度化し、防犯カメラ設置補助制度の更なる充実を図っていくことが必要である。 | いただいたご意見を踏まえ、次年度以降の取組に向けて検討させていただきます。  |    |